

従業員の皆様へのお願い

平成 28 年 1 月付
株式会社プロエイム
マイナンバー事務取扱担当者

マイナンバーに関する報告について

当社では、マイナンバー法の実施により、貴殿および貴殿が扶養する家族等の個人番号を報告いただくことになりました。つきましては、**入社日後速やかに**、下記に記載頂き、**マイナンバー事務取扱担当者**まで提出をお願いします。その他に、本人確認として**※1**免許証や^パポートなどをご提出頂くことがございますので、ご協力をお願いします。(※1 当社の登録と「氏名」「住所」等が相違している場合)

なお、ご提出頂きました個人番号については、下記の使用目的に記載する事項のみに使用し、厳正に管理いたします。また 11 月中旬までに個人番号の通知が送達されない場合には、**通知書はご本人の住民票登録の自治体より発送されます**ので、自治体(市役所・区役所など)までお問い合わせ下さい。

・使用目的：雇用保険・労災保険届出事務、健康保険・厚生年金届出事務、源泉徴収に関する作成・届出事務、など(別紙 「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」参照)

・対象者：① ご本人
② 扶養家族等——本人に帰属する「健康保険証」をお持ちの方
年末調整等で「扶養控除に記載される方」= 扶養控除対象の方
(②について該当する従業員の方は、委任による代理記載での提出となります)

今後について

1. 「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」に掲げるもの以外の目的でマイナンバーを使用することはありませんが、新たにマイナンバーが必要となる場合、別途マイナンバー記載及び提出に関する**同意書**を頂くことがございますのでご了承下さい。

2. 当社よりマイナンバーの記載済み書類を貴殿および貴殿が扶養する家族等へお送りすることは、**一切ございません**ので、ご注意のほどお願い申し上げます。

本書の趣旨を理解し、下記の通りご提出をお願い申し上げます。

なお扶養家族等の追加変更等があった場合、速やかに報告いただきますようお願い申し上げます。

※注意事項

- 提出をされなかった場合——①自治体等行政機関での各種手続きに時間が掛かる可能性があります。
②各種控除等、自治体等行政機関において、照合ができず不具合を生ずる可能性があります。
③本人等が、自治体等行政機関へ直接手続きをするなど手間を要することがあります。
- 今回提出されなかったことで、上記注意事項 1 など問題が生じた場合、**当社は一切の責任を負えません**。期日までのご提出とご理解とご協力を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。